

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和元年5月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大通寺地区	平成31年2月15日
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	玉田2号地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	黒淵地区	平成31年3月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	十宮地区	平成31年3月18日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	八丁1号地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	北岡2号地区	平成31年3月10日
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	向井地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	古川東地区	平成31年3月20日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	三谷中筋地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	宮の下地区	平成31年1月25日
三豊干拓土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	干拓7号地区	平成31年3月15日